

【議案 1】
(5) 役員会則改正について

秋田県立男鹿工業高等学校同窓会会則（案）

第1章 総 則

- 第1条 この会は秋田県立男鹿工業高等学校同窓会と称し、事務局を母校内に置く。
第2条 この会は秋田県立男鹿工業高等学校を卒業した者をもって組織する。
第3条 この会は秋田県立男鹿工業高等学校職員および職員であった者を特別会員とする。

第2章 目 的

- 第4条 この会は会員相互の親睦と教養の向上を図り、母校との連絡を密にして母校の教育の発展に寄与することを目的とする。

第3章 事 業

- 第5条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会員名簿の作成に関すること。
2. 母校の教育の発展に関すること。
3. 表彰・慶弔に関すること。
4. 会報の刊行に関すること。
5. その他本会の目的達成に関すること。

第4章 役 員

- 第6条 この会に次の役員を置く。

1. 会長
2. (旧)副会長 3名 (内1名は、校長) → (新)副会長 若干名 (内1名は、校長)
3. 顧問 若干名
4. 会計監事 2名
5. 理事

- 第7条 会長、副会長、会計監事は総会で会員の中から選出する。理事は会長が総会の承認を得て委嘱する。母校の教頭、事務長、同窓会係は理事となる。各卒業年度の各クラスに連絡幹事を1~2名を置く。

- 第8条 各顧問は本会に功労ある者を会長が推举する。
第9条 会長は会務を總理し、この会を代表する。副会長は会長を補佐し会長に支障のあるときはこれを代行する。会計監事はこの会の会計を監査する。理事は理事会の構成員として本会の企画運営に当たり、緊急事項を処理し、会員との連絡等に当たる。

- 第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会 議

- 第11条 この会の会議は、総会及び理事会とする。
第12条 総会は年1回開く。ただし、会長または理事会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

1. 役員の選出
2. 予算の決議および決算の承認
3. 会則の変更

- 第13条 4. その他この会の目的達成に必要な事項
理事会は会長が招集し、次の事業を行う。
1. 総会提出条件の審議
2. 緊急事項の処理
3. 会費、入会費に関する事項。
4. その他必要と認められた事項。

第6章 会 計

- 第14条 1. この会の経費は、正会員の入会費並びに会費その他の収入をもってこれにあてる。入会費は卒業年次に500円、会費は在学中予納金年額 (旧) 1,900円 → (新) 1,200円 を納入するものとする。
2. 本会の経理は校長に委任し、専決とするが、重大事項、異例な事項等については、会長の決裁を受けなければならない。

- 第15条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

- 付 則 この会則は昭和59年2月10日から施行する。

- 改正沿革 平成11年10月23日一部改正。
平成25年5月24日一部改正。
平成27年5月29日一部改正。
令和3年5月27日一部改正。